

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 参加者審査に関する質問・意見に対する回答書 (第2回)

1 入札説明書

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答 (令和5年6月6日)
1	質問	17	5章	4	(2)	1)	参加資格の取り消しについて	入札説明書に「なお、参加資格審査申請書類提出後においても、代表企業、構成員又は協力企業が次の資格要件を満たさなくなった場合、本組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。」とございますが、当該入札参加者とは入札参加グループ、代表企業、構成員、協力企業の内、該当する企業を指しており、万一参加資格審査申請書類提出後に構成員や協力企業が資格要件を満たさなくなった場合、代表企業及び他の構成員や協力企業で参加要件をすべて満たしていれば代表企業グループとしては失格とならずその協力企業のみが参加資格を失うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	質問	18	5章	4	(2)	1) ⑫	納税証明書について	回答書No6およびNo21にてご提出をお認め頂きました 納税証明書その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用 につきましても、各年度ごとの区切りはなく、過去から発行日までの未納がないことを証明できますので、入札公告日(令和5年4月10日)以降に発行されたものを提出することで「法人税」及び「消費税及地方消費税」の未納がないことを証明させて頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、過去5ヶ年分の証明書類のうち、過去に取得した対象期間に係る証明書類の控えがあれば、その写しを提出いただきます。当該証明書類がない場合は、申立書の提出において、対象期間に係る決算書類等を添付いただき、未納がない旨を確認させていただきます。

2 参加者審査に関する質問・意見に対する回答書 (5 / 1 回答公表)

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答 (令和5年6月6日)
1	質問	1	番号5				納税証明書の発行年度について	納税証明書が直近5年間の事業年度に訂正されましたが、国税局等では直近3年間の事業年度しか発行できないため4年前および5年前の納税証明書については、可能な範囲での提出と理解してよろしいでしょうか。	4年前および5年前の納税証明書については、過去に取得又は提出した控えがあれば、その写しで結構です。それも無い場合は、申立書の提出において、対象期間に係る決算書類等を添付いただき、未納がない旨を確認させていただきます。
2	質問	1	番号6				納税証明書の種類について	固定資産税に関する納税証明書(直近5年間の事業年度)について様式2-4の1.共通の入札参加資格要件として記載がありませんが、追加されたと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式2-4①～③入札参加資格要件確認書添付資料として提出いただく損益計算書にて確認させていただきます。
3	質問	1	番号5 番号6 番号21				納税証明書の種類について	「法人税納税証明書」および「消費税納税証明書」に関して、質問No6およびNo21では様式その3の3で充足するとご回答頂きましたが、質問No5で訂正された直近5年間の事業年度の証明として充足すると理解してよろしいでしょうか。	4年前および5年前の法人税納税証明書および消費税納税証明書については、過去に取得又は提出した控えがあれば、その写しで結構です。それも無い場合は、申立書の提出において、対象期間に係る決算書類等を添付いただき、未納がない旨を確認させていただきます。
4	質問	2	番号18				監理技術者資格証について	様式2-4①本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件2④において監理技術者資格者証の写し等の添付が必要ですが、様式2-4②本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件では、監理技術者資格者証の写し等は不要と理解してよろしいでしょうか。また、本施設のプラントおよび建築物の設計・建設を行う者の要件において、管理技術者の証明も不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	意見	1	番号4				指名停止業者の公表について	過去3年以内に貴組合から指名停止を受けた企業を公表頂きましたが、現況を把握するため指名停止を受けた開始日から終了日までの期間の公表をお願いします。また、事業提案書の提出期日までの間に、都度、指名停止の状況を確認するため、指名停止を受けた企業があるなしに限らずHPで公表頂きますようご検討願います。	過去3年以内に当組合から指名停止を受けた企業の指名停止期間は、次のとおりです。 ・JFEエンジニアリング株式会社 令和4年4月6日～同年10月5日 ・株式会社西原環境 令和4年9月1日～同年9月30日 ・株式会社浅沼組 令和4年12月1日～令和5年11月30日 ・中外テクノス株式会社 令和4年12月1日～令和5年5月31日 ・五洋建設株式会社 令和5年3月15日～同年4月14日 ・FLCS株式会社 令和5年3月15日～同年4月4日 また、令和5年度において当組合が指名停止措置を行った企業はありません。事業提案書の提出期日までに指名停止措置を行った場合は、当該手続きにおいて公表します。